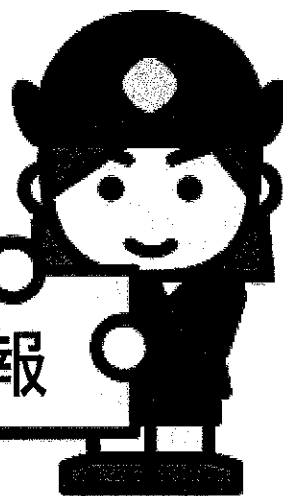




令和8年1月より

改正予定



林野火災警報・注意報

近年の国内における大規模な林野火災の発生状況を受け、従来の火災警報に加えて『林野火災警報・注意報』が佐野市議会の議決後に施行される予定です。

火災警報とは

火災が発生しやすい気象条件になった際、火災の発生を未然に防ぐために市町村長が発令できるもの。

『林野火災警報・注意報』は林野火災の発生を防ぐために新設される見込みです。発令時の制限事項は同じですが、発令の条件が異なります。

発令時の制限事項

火災予防のために、注意報発令時には次の事項について努力義務が課せられます。

- (1) 山林、原野等に火入れをしないこと
- (2) 花火を行わないこと
- (3) 屋外で火遊びやたき火をしないこと
- (4) 屋外で引火性や爆発性のある可燃物の付近で喫煙しないこと
- (5) 山林、原野等で喫煙をしないこと
- (6) 残火、取灰又は火粉の始末をすること

さらに危険な状況になり警報が発令された際には上記について義務が課せられます。

(罰則有り)



発令時には

- ・防災行政無線
- ・消防車両などでの広報巡回
- ・ホームページ などでお知らせする予定です。

火災予防のためにご理解ご協力をよろしくお願いします！

問合せ先

佐野市消防本部予防課 電話 0283-23-9910

